

養育費に関する公正証書等作成費補助金

ひとり親家庭の児童の権利として、取り決められた養育費を継続して確実に受け取ることができるよう、養育費支払いの取り決めにかかる費用を補助します。

◆対象者

瀬戸市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件のすべてを満たす方

- ・養育費支払いの取り決めの対象となる20歳未満の子どもを現に養育していること
- ・養育費支払いの取り決めに係る経費を負担したこと
- ・養育費の支払いに係る債務名義（確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など）を有していること
- ・過去に養育費支払いの取り決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていないこと
- ・市税を滞納していないこと

◆対象経費

手続（※）	補助対象経費
公正証書の作成	公証人手数料令に定められた公証人が受ける手数料、戸籍謄本等添付書類取得費用
家庭裁判所の調停・審判	収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

（※）令和4年4月1日以降に確定したもの

◆補助金額

補助対象経費の総額又は4万円のうちいずれか低い額

◆持ち物

- ・養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請書、調査同意書、請求書
- ・児童扶養手当証書
児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本（又は抄本）
児童が市外在住の場合は、児童の世帯全員の住民票
- ・補助対象となる経費の領収書等
領収書には、①宛先②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要ですが、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては②、③のみで可能です。
- ・養育費の取り決めを交わした文書
確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。
- ・振込先金融機関の通帳又はキャッシュカード
- ・その他市長が必要と認めるもの

◆申請期限

公正証書等、補助金の交付対象となる債務名義の作成日の属する年度の3月31日（土、日又は祝日の場合はその前開庁日）まで

お問い合わせ

瀬戸市健康福祉部こども未来課こども福祉係
電話：0561-88-2631